

小平市教育委員会会議録（甲）

——3 月 定 例 会——

平成22年3月26日（金）

開催日時 平成22年3月26日（金） 午後2時00分～午後3時55分

開催場所 市役所5階505会議室

出席委員 伊藤文代委員長

吉田昌子委員長職務代理者

荒畑忠弘委員

森井良子委員

阪本伸一教育長

説明のための出席者 関口徹夫教育部長

山田裕教育部理事兼指導課長

阿部和生教育庶務課長

大滝安定学務課長

永田達也学務課長補佐

市川清学校給食センター所長

白倉克彦指導課長補佐

有馬哲雄生涯学習推進課長

大平真一生涯学習推進課長補佐

中島明彦体育課長

深谷達中央公民館長

柄澤俊彦中央図書館長

島川浩一教育部参事

佐藤晴美指導主事

書記 石川進司教育庶務課長補佐、山本裕和教育庶務課主事

傍聴者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会3月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、森井委員及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（10）、及び、議案第62号から第68号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手を願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

（教育長報告事項）

○伊藤委員長

それでは、本日の議題に入ります。

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（1）市議会3月定例会について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（1）市議会3月定例会について、を報告いたします。

市議会3月定例会は、2月23日から開催され、3月24日の本会議最終日をもって閉会となりました。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って、報告いたします。

はじめに、2月24日から26日までの3日間に一般質問がございました。一般質問は、23人の議員から61件の質問が出され、うち、教育委員会に関連したものが、19件ございます。これらの内容につきましては、資料No.1にて御確認ください。なお、資料には、市長が答弁されたもののうち、教育委員会に関連する部分につきましても、抜粋して記載してございます。

次に、3月2日から4日まで、一般会計予算特別委員会において、「平成22年度小平市一般会計予算」が審査され、教育部の審査は3月4日の午後に行われました。

次いで、3月9日には総務委員会が開催され、「平成21年度小平市一般会計補正予算（第4号）」の審査が行われ、両議案とも、可決すべきもの、とする審査結果でございました。

さらに、3月10日に生活文教委員会が開催され、「通常学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介助員の配置を現状2日間から5日間に拡大することについて」の請願が審査され、さらに引き続き審査を継続することとなりました。

そして、3月24日の本会議最終日では、平成22年度小平市一般会計予算は、賛成多数によ

り、平成21年度小平市一般会計補正予算（第4号）は、全会一致により、それぞれ可決されたところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（2）平成22年度中学校給食実施計画について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（2）平成22年度中学校給食実施計画について、を報告いたします。

資料No.2をごらんください。

平成22年度も昨年度と同様の、1食あたり280円で給食を提供いたします。

生徒1人あたりの平均年間給食回数は、180回を予定しており、最高予定回数は186回、最低予定回数は173回となっております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（3）小平市特別支援教育総合推進計画検討委員会設置要綱の制定について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（3）小平市特別支援教育総合推進計画検討委員会設置要綱の制定について、を報告いたします。資料No.3をごらんください。

小平市特別支援教育総合推進計画の策定に当たり、検討委員会を設置し、小平市の特別支援教育に対して、保護者や専門家、学校の代表者などから意見をいただいて総合的に検討を進めてまいります。

詳細につきましては、島川教育部参事から説明させます。

○伊藤委員長

島川教育部参事、お願いします。

○島川教育部参事

それでは小平市特別支援教育総合推進計画検討委員会設置要綱、小平市特別支援教育総合推進計画策定スケジュール（3月～5月）及び進捗状況、及び小平市特別支援教育総合推進計画骨格

案について、御説明いたします。

別紙資料No.3、小平市特別支援教育総合推進計画検討委員会設置要綱の概要をごらんください。
検討委員会は推進計画の策定に向けて、当事者や専門家の意見をいただき、総合的に検討していくために設置いたします。

続いて、順不同になりますが、検討委員会では 特別支援教育の現状と今後の取り組みについて、具体的には関係機関の連携した取組、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した取組などの検討を予定しております。

委員は、学識経験者、障害児関係団体、学校の代表者など当事者や専門家、公募による市民、合計20名以内で構成いたします。なお、公募による市民は乳幼児、児童・生徒の保護者及び市内に1年以上在住の市民、それぞれおおよそ4名以内、合計8名以内といたします。

今後の予定でございますが、4月に委員公募を行い、5月に第1回の検討委員会を開催します。その後は、資料、小平市特別支援教育総合推進計画策定スケジュール（3月～5月）及び進捗状況のとおり、2カ月ごとに5回開催する予定でございます。

次に、資料、小平市特別支援教育総合推進計画骨格案をごらんください。

骨格案の柱は三つでございます。一つは計画の理念として、小平市における特別支援教育の考え方、推進の状況、計画の基本方針でございます。

二つは、計画の具体といたしまして、保護者・市民への理解・啓発、及び特別な支援を必要とする子供への取組でございます。

三つは、計画の推進体制でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（4）小平市のスポーツ振興の基本方針について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（4）小平市のスポーツ振興の基本方針について、を報告いたします。資料No.4をごらんください。

本方針は、教育委員会としてスポーツ振興の基本的な考え方を示した方針（素案）により、教育委員会2月定例会における御意見、また、2月15日より3月16日まで市民意見公募手続を踏まえまして、基本方針としてまとめたものです。

詳細につきましては、中島体育課長より説明させます。

○伊藤委員長

中島体育課長、お願いいたします。

○中島体育課長

それでは、小平市スポーツ振興の基本方針につきまして、資料No.4に従いまして、御説明いたします。

ただいま教育長より御報告のありましたとおり、2月定例会において御意見をいただいて、2月15日から3月16日までの間、いわゆるパブリックコメントによる意見募集を行い、これを踏まえて作成するものでございます。

それでは内容につきまして、ページを追って御説明いたします。なお素案から、ページ番号を一部整理させていただきました。

まず、1ページ目です。基本方針の策定にあたって。

それから2ページ目から5ページ、これが第1といたしまして、小平市のスポーツ振興の歴史と現状。

9ページ目から10ページ目、これが第2といたしまして、小平市のスポーツ振興の基本的な考え方。

11ページ目から13ページ目、これが第3といたしまして、スポーツ振興施策の基本方針。

そして14ページ目からが、資料となっております。

教育委員会定例会においていただきました意見として、5ページ目からのスポーツに関する市民意見の中で、小平市政に関する世論調査の結果につきまして、6ページ目から8ページ目にかけて、各年代別の調査結果等を追記させていただきました。

市民意見につきましては、4名の市民の方から9件の御意見をいただいたところでございます。内容といたしましては、方針の基本的な考え方に対するものが3件、施策の基本方針に対するものが3件、その他として3件の計9件の市民意見がございました。これに対しまして一部反映済みとして3件、参考意見として3件、意見の趣旨から方針内容に反映しないものが3件でございます。

今後につきましては、3月末の予定で策定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

次の、教育長報告（5）につきましては、議案第58号と関連する事項でございますので、教育長報告（6）を先に議題といたします。

教育長報告事項（6）市内小学校における個人情報を含む資料の紛失について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（6）市内小学校における個人情報を含む資料の紛失について、を報告いたします。資料はございません。

去る3月12日金曜日、午後2時40分頃から午後4時頃までの間に、育児休業中の小平市立の小学校の女性教諭が、児童の個人情報を含む資料を紛失する事故が発生いたしました。

詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

○伊藤委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

○山田教育部理事

小平市立小学校の育児休業中の教員の個人情報紛失事故について、御報告いたします。

平成22年3月12日金曜日、午前、同教諭は、東村山市内の子育て支援の雑誌編集に参加するため、情報誌の原稿を保存した外付ハードディスクを入れたビニール袋を持ち、自転車で外出いたしました。

同日午後3時ごろ、所用を済ませ、午後4時ごろ、帰宅したときに外付けハードディスクを入れた袋を持っていないことに気づき、立ち寄り先を探しましたが、見つからず、午後5時40分ごろ、東村山警察署に紛失を届け出たというものでございます。

この外付けハードディスクには、平成19年度、20年度担当学級の児童31名の成績記録及び成績所見が保存されておりました。そのほか、前任校、前々任校で担当した児童の個人情報も含まれておりますが、すべての個人情報として特定することはできませんでした。

紛失の二次被害の情報は、本日の時点では入っておりません。

市教育委員会では、15日の午後に臨時校長会を開催し、個人情報の保存状況の点検と管理の徹底について指示いたしました。

学校では、18日関係保護者を対象に、臨時保護者会を開催し、紛失の事実を説明し、謝罪いたしました。さらに、23日付で全校の保護者に文書で説明と謝罪をいたしました。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（7）寄附の受領について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（7）寄附の受領について、を報告いたします。資料No.6をごらんください。

〔I〕は、金30万円を、青梅信用金庫様より、育英基金への指定寄附として御寄附いただいたものでございます。

この場をおかりしてお礼申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（８）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（８）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、を報告いたします。
今回報告いたします承認事業は、資料No.7のとおりでございます。
詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○伊藤委員長

阿部教育庶務課長、お願いします。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、10件でございます。
最初に、受付番号（87）。こちらは例年承認しております。
次に、受付番号（88）。事業名、2010年度3月度例会「モラルってなに？～本当に大切なこと」こちらは今回初の承認で、事業内容は、市内中学生と教育関係者がモラルについてパネルディスカッションなどを行うものです。
次の、受付番号（89）、次の（91）、次の（92）は例年承認しているものです。
次に、受付番号（94）。事業名、学校マネージメントリーダー塾。こちらは今回初の承認で、事業内容は、学校マネージメントマインドとスキルを備えた管理職を育成するというものです。
次に、受付番号（95）。こちらは平成21年9月にも承認しております。
受付番号（96）、次の（97）は、例年承認しております。
終わりに、受付番号（98）。事業名、「葦牙あしかび～こどもが拓く未来」小平上映会。こちらは今回初の承認で、事業内容は、子供の虐待をテーマとしたドキュメンタリー映画、「葦牙」を上映するというものです。
以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（9）事故報告Ⅰ（2月分）について。阪本教育長から御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（9）事故報告Ⅰ（2月分）について報告いたします。
2月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.8のとおりでございます。

詳細につきましては、山田教育部理事から説明させます。

○伊藤委員長

山田教育部理事、お願いいたします。

○山田教育部理事

2月分の事故報告Ⅰについて報告いたします。

はじめに交通事故です。管理外において小学校で1件ございました。

次に、一般事故についてでございます。管理下の事故が小学校で16件、中学校で2件ございました。

はじめに、今月の事故の特徴について御説明いたします。

今月の事故は、休憩時間中におきた事故が目立っております。また、比較的軽いけがが多かった反面、3番の事故は右ひじ骨折で全治3カ月という重いけがでございました。

授業中の事故としては、図工の時間中、道具を使っている事故が2件と比較的多くございました。これは先月から目立ち始めた事故で、図工、理科、家庭科など、実習を伴う授業の安全指導について、改めて注意を喚起する必要があると考えております。

なお、今月の事故は先月と比べますと、交通事故は同数でございました。一般事故は小学校で3件の増加、中学校では2件の減少でございました。

昨年と同じ月と比べますと、交通事故は1件の減少、一般事故は4件の増加でございました。以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、御質問、御意見等がございますでしょうか。

○吉田委員

資料No.4、小平市のスポーツ振興の基本方針についてです。

前回の定例会で、小平市政に関する世論調査の結果をグラフに表していただきましたが、全体像しか見えなくて、もう少し細かくやっていただきたいというお願いを申し上げましたところ、今回は全体像と、年齢別あるいは男女別と詳しく分析されていて、大変わかりやすい資料になっていると思います。どうもありがとうございました。

そこで、この7ページの図2、運動・スポーツを行わなかった理由、このグラフが棒グラフと左側の項目とが一直線上にないもので、ちょっと見にくいものになっているのです。ですからこれを訂正していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中島体育課長

大変申しわけありませんでした。今、細部にわたっての校正中でございます。早速修正させていただきます。

○伊藤委員長

ほかに御質問、御意見ございませんか。荒畑委員。

○荒畑委員

教育長報告事項（１）の、市議会３月定例会についてのところでございますが、平成２２年３月市議会定例会一般質問のうち、教育関係の質問内容２の常松議員の言われました、小・中学校の周年式典の目的と効果は何かという御質問について、答弁をされております。その内容につきましてはよくできておまして、私も賛成ですが、意見として申し上げたいと思います。

周年式典の目的は何かということと、児童・生徒への教育的効果をどのように認識しているかというご質問がございましたが、周年式典におきましては、学校開校から１０年ごとに開催されておりまして、母校の歴史とか伝統を振り返って、その発展を祝い、これからみんなでさらなる発展に向かって努力をしていくということで、周年式典の目的はそれなりにあると思います。

児童・生徒が１０年ごとに学校の歴史と伝統を意識して、母校を誇りに思っ、一人一人が学習あるいは部活、体育に励みながら、学校を支えていただいている地域の人、または保護者、教職員、卒業生への感謝の気持ちや、愛校心を持っていただい、それがひいてはふるさとを思う心につながるということで、大人になったときに心の支えといいますか、心のふるさとがあるということは非常にいいことだと思います。

そういった意味で、こういった式典がそのような気持ちをつくりだすために大事なことではないかと思ひます。

これからも参加者に対しては式典の内容や、イベント構成等を考えていただきながら、創意工夫を凝らして、今まで以上に内容を充実させて、周年式典を実施していただきたいというふうに思ひます。

○森井委員

私も同じく、教育長報告事項（１）の一般質問の中の、生活者ネットワーク・日向美砂子議員の質問内容の部分を受けて、教えていただきたいと思ひます。

（４）の卒後の子供たちが相談する受け皿という部分に対しての答弁で、小平市としては卒業後の進路等の相談については、御本人や保護者の方と、とりあえずは先生、学校、そのあと教育相談室という順に相談を受けるということで現在対応しておられると思うのですが、その後の相談機関として、東京都教育相談センター、また不登校・中退者のための進路相談会、青少年リスタートプレイス事業についてふれられています。

義務教育が終わっても、子供たちが、生涯を通じて社会の一員として様々なことを担っていく

ためには、卒業後のことも教育委員会としては携わっていかねばいけないことだと思います。東京都で行われているこのような事業について教えていただきたいのと、小平市としては教育相談以外に、何か今後対策等を考えていらっしゃるのであればお伺いしたいと思います。

○山田教育部理事

東京都の事業については後ほどお答えいたします。この質問に対して私どもが考えていたことは、基本的には卒業してからも母校を訪ね、その学校職員に相談する窓口が子供にとって、もつとも身近ではないのか、そのように感じておりますし、実際に生徒たちがどこへ行こうかと思ったときには、こういった東京都の教育相談センターではなくて、やはり母校が一番身近ではないかと考えております。

したがって、この卒業式のねらいの中に、やはり母校を愛する気持ちを持たせるような卒業式を実施することによって、いつでも相談に乗りやすい学校をつくっていくことが大切なのではないかと、このように考えました。

○関口教育部長

同じく卒後の関係ですが、先ほど教育長からの説明のあったところと重複しますが、平成22年度に特別支援教育総合推進計画、こちらの方で義務教育卒業後のことについても、これは健常児ではないのですが、例えば高校に進学されるお子さんもいらっしゃる、または違う施設に入られるお子さん、いろいろな進路がありますが、卒後について何らかのフォローをしていこうということで、検討する課題の一つには入れております。

○島川教育部参事

東京都の事業でございますが、青少年リスタートプレイス事業は、東京都の教育相談センターで行っている事業でございます。対象を高校を中途退学した生徒、あるいはその保護者を中心に考えているということでございます。

具体的には、どのようにしたら編入できるか、あるいはもう一度一年生からやり直すにはどうしたらいいのか。学校の紹介、もう少し広く、どこに相談したらよいかわからないというような相談も受け付ける事業となっております。

もう一つ、同じく相談センターで、進路相談会というものを定期的に行っております。この事業も、不登校あるいは中途退学で悩んでいるお子さん、保護者を対象に行っております。平成21年度の実績といたしまして、合計で7回開会しております。

以上でございます。

○阪本教育長

私の方からも。世の中全体で、社会総がかりで子供たちを支える、育てるということは、社会で失敗したり、落ちこぼれたりした子を救うということもあるのですが、基本的には子供たちに

勇気を持っていろんなことにチャレンジさせる、そこで失敗を恐れるなどということです。それから自分の学び方、生き方についてもいろいろな複線、幾つも選択肢があって、その中で自分がめげずにいろんなところを選択して自分の夢を実現しなさいという意味でいいますと、教育委員会はもちろんですが、全庁的にこれを考えていくべき大きな社会的な課題だと私は思っております。今後とも、更に検討してまいりたいと思います。

○伊藤委員長

よろしいでしょうか。ほかに御質問、御意見ございませんか。

○吉田委員

教育長報告事項（６）市内小学校における個人情報を含む資料の紛失について。保護者会を開き説明と謝罪を行ったということでございますが、保護者の方の反応というものは、どのような反応であったのでしょうか。

○山田教育部理事

おおむね校長の説明に対しては理解を示していただいたと思っておりますが、少数の保護者からは担任の日ごろからの、いわゆる教員としての自覚が低下しているのではないかという厳しい御意見を、個別に、いただいております。臨時保護者会全体から見ますと、おおむね御理解いただけたものと思っております。

以上でございます。

○伊藤委員長

私からも、ではこのことに関連しまして、一つ申し上げたいのは、教員は児童・生徒の成績表を自分で評価をして成績をつけます。それから所見もみずから書きます。成績記録というのは個人についての情報であると同時に、個人に帰する、個人の有する情報ですが、教員はみずからつくった情報をみずからのものと勘違いすることもあるのではないかと思います。しかし評価し所見を書いた自分がつくった情報であっても、それが児童・生徒のことに关するものであれば、児童・生徒個人に帰するものであるという、そういった認識をぜひ持っていただく、それをきちんと持っていただかないと、このような事例は再発しかねないと思います。

それで一つお伺いしたいのですが、４月から教員一人一人にパソコンが配備されると伺っておりますが、その４月からについては、セキュリティに関して十分な対策をすると聞いております。問題は、この移行期だと思うのです。現在の状況から４月からの状況になる、要するに、今現在どのようにパソコンが校内で使われていて、何台あり、それから個人の持ち込みがあるのか、それからメモリのようなものなどがどのように管理され使われているのか、まず、現在の状況を学校それぞれ、それから教育委員会としてどのように把握しているのかということが一つ。それから例えば今ですと、個人で移して、このように持ち出すことが原則としてはいけないのですが、

やろうと思えば可能な状況です。そうしますと、3月末までに、その持ち出したものを完全に消滅できるのか、そういったことも非常に心配になっています。情報の削除です。それも具体的に教員たちに徹底しているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○山田教育部理事

ただいまの御質問でございますが、まず御質問の前に、このたび入るパソコンの前に、平成21年度には各学校のサーバーの個人情報の管理については周知し徹底しておりました。その個人情報が学校サーバーに入っている場合は、そのサーバーからサーバーの設定により個人情報をコピーできないシステムにもなっております。ただ、これは学校のすべてのサーバーがそのような設定になってはおりませんので、今後いわゆる共有で使うフォルダからは外部にコピーできない設定にして参る所存でございます。

この事故があった学校におきましては、児童名簿と通知表がコピーできないという設定になっておりました。したがって、今回この児童名簿が個人情報の紛失の中に含まれていなかったのは、そのような理由からでございますので、この教訓を生かし、各学校にこのような設定で保管するように周知して参りたいと思っております。

御質問の件でございますが、小平市教育委員会といたしましては、各学校において緊急に対応することとして、3月26日現在、つまり本日でございますが、私物のUSBメモリ及び自宅のパソコン内のハードディスクに職務上作成した個人情報があるかどうかのチェックリストを全教職員に配布し、本日現在の状況を点検させ、校長に報告させるよう指示しております。仮にこの時点で、個人情報があつた場合は適正に削除するよう、このような指示をいたしております。

年度の終わりに当たりまして、これまで作成してきた情報は個人のものではなく、公のものであり、委員長のご指摘のとおり、児童・生徒個人に帰するものでございます。そういった意味で適正に削除するよう指示をしているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

わかりました。よろしく願いいたします。

ほかにごございませんか。

○荒畑委員

事故報告Ⅰのところ、まず交通事故なのですが、管理外で小学校その他で一つということでございます。ここに歩道のない道路を通行中、小学校5年生の男子の児童がけがをされたということが載っております。歩道をつけることの大切さということで、特に通学路につきましては予算もあると思いますが、歩道をつけるように、これから働きかけていただければありがたいと思います。白線が引いてあるだけでは危険で、ガードレールなどがあれば、なおさらいいのではないかと思います。

それからもう一つ、一般事故の方で先ほど山田理事の御説明にもございました、凶工の授業の事故が多いということですが、ここで彫刻刀という言葉がよく出てきておまして、恐らく先生方は彫刻刀の使い方とか、注意点については申し上げているとは思いますが、その点の徹底を今後とも行っていただきたいと思います。

○伊藤委員長

それでは今の荒畑委員の最初におっしゃってくださったことに関連しまして、私のほうから。議会でスクールゾーンのことでも出ておりますし、年度替わりということで通学路の件で確認したいと思います。通学路に関しては学校訪問の折にも話が出るのですが、学校がすべきことと、それから教育委員会がすべきこと、それをまず伺いたいのが一つと、それから当然通学路指定基準というものがあると思うのですが、その基準によって決定しがたいときなどは、教育委員会としての助言、相談などをして行っているのかという2点について、伺いたいです。

○大滝学務課長

では、2点御質問をいただきました。まず学校が行うこと、または教育委員会が行うこととございます。学校が行うこととございますが、指定通学路がございまして、これは学校長が指定する道路でございまして。

毎年新学期に学校長は、通学路の指定基準に基づきまして、指定通学路を児童・生徒の防犯上または交通安全上の状況を考慮し、決定し、通学路を指定いたしまして、それを通学路図という形で教育委員会の方に提出をさせていただきます。

その際、学校長におきましては、整備または補修が必要なところ、または保護者・PTAからの申し出により整備が必要なようなところにつきましても、教育委員会の学務課に申し出をいたします。学校長が行う事務につきましても以上でございます。

それを受けまして、教育委員会が行う事業でございますが、ただいま申し上げました通学路の指定をされた危険箇所の申し出があったところにつきましても、整備補修を重点整備対象といたしまして、内容を検討し、調整し、関係課に機材等の整備、または補修等の依頼をいたします。

現在通学路の整備等につきましても、交通対策課で行ってございます。また、交通対策課では指定されました通学路におきまして、学校長の依頼に基づきまして、学校長先生、PTA、小平警察署の立ち会いのもと安全チェックを行っております。そこで出された問題点、対策が必要と確認されたようなものにつきましても、現在、交通対策課で重点整備箇所として整備を行っているところでございます。

第2点目の基準に沿わなかった通学路の対応でございます。基本的には交通安全対策のもと、または防犯上の関係から基準に沿った整備された公道を、指定通学路として指定することになってございます。学校の立地条件や新住宅地の開発などにより、児童・生徒が多く地権者のいる私道を通らなければならないようなことが発生した場合は、その道路の安全管理を確認していただくとともに、地権者の承諾をいただき対応することになります。その際は必要に応じ、教育委員

会が対応に入ることが考えられます。ただ、基本的には公道で、安全確認、または安全整備がされた公道を通学路として指定いただくことを基準として、学校長にはお願いをいたしてまいります。

最後になります、通学路の指定基準を御案内をさせていただきたいと思います。

1点目は指定する通学路は極力公道であること。

2点目は道路として整備されていること。これは車道歩道との区部があること。また、車の交通量が少なく、道幅が歩道の安全を確認できること。

3点目、遮断機のない無人踏切や見通しの悪い危険箇所がないこと。

4点目、交通安全設備が整っていること。これは横断歩道や信号機などでございます。またはガードレール、カーブミラー、あと道路交通標識でございます。

5点目でございます。私道を通学路に指定する場合には土地のトラブルがなく、地権者との合意が得られていることでございます。

以上です。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ほかに報告事項につきまして、御質問、御意見ございませんか。

○森井委員

報告事項ではありませんが、先日行われた第1回中学生「東京駅伝」大会のことでお伺いしたいと思います。来年度以降も実施されるということで、市内の中学生が出場するということがありますので、教育委員会としても何らかの形で支援をしていく必要があると思います。例えば、小平市の教育委員会の教育目標の中の、社会教育の推進事項、スポーツ、レクリエーション活動等の振興にも当てはまるのではないかと思います。

保護者や参加した生徒からも、今後は小平市の代表の選手として出るのであれば今年度以上の支援をしていただきたいという声も伺いました。教育委員会としては来年度以降はどういった形の支援を考えていらっしゃるのかを、お伺いしたいと思います。

○伊藤委員長

そうですね。反省と今後の取り組みについて、お話をいただければと思います。

○山田教育部理事

中学生の東京駅伝大会についてでございますが、この中学生の東京駅伝大会は、今年度初めて東京都教育委員会が開催したものでございます。駅伝大会の趣旨は、中学生の健康増進や持久力を初めとする体力向上、スポーツの振興及び生徒の競技力の向上を目的として、中学校教育の一環として実施したものでございます。

今年度の反省といたしましては、小平市の中学校に御協力いただき対応してきたわけですが、選手の選考等も踏まえて、教育委員会と学校との連絡調整を行い、十分な組織体制を整えていくことが課題として挙げられます。

次年度につきましては、今年度の反省を踏まえて、教育委員会内を含めた学校関係機関などとの連携をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

具体的には、東京駅伝実行委員会を立ち上げ、大会に向けた対応を組織的に図ってまいりたいと考えております。あわせて財政的な支援が必要な場合は、関係課との調整の上、対応を協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

計画的によろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

ここまでの教育長報告事項については終了いたします。

(議案)

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

教育長報告事項(5)小平市教育委員会の組織の改正に係る協議については、議案第58号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、と関連する内容でございますので、一括して報告、審議を行います。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項(5)小平市教育委員会の組織の改正に係る協議について、及び議案第58号は、関連する議題ですので一括して説明いたします。

はじめに、資料No.5をごらんください。教育部に新たに、生涯学習・体育担当の理事職を配置することにつきまして、前回の教育委員会定例会にて御協議いただき、了承をいただいた後、市長あてに協議書を提出いたしました。これに対しまして、資料のとおり、市長から同意の旨の回答をいただいたところでございます。

次に、議案第58号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定についてを、説明いたします。現在、青少年教育を担当している生涯学習推進課青少年教育係を、「小平

地域教育サポートネット事業」を始め、地域教育に関する支援が主な業務となっているため、生涯学習推進課支援係に名称を変更いたします。

また、生涯学習推進課担当事務に、新たに非核平和事業に関することを加えます。

これらの内容を規定するため、今回、所要の規則を一部改正を行うものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

－なしの声あり－

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第58号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第59号、小平市平櫛田中彫刻美術館における「東京の美術館・博物館共通入館券ぐるっとパス2010」による入館の観覧料について。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第59号、小平市平櫛田中彫刻美術館における「東京の美術館・博物館共通入館券ぐるっとパス2010」による入館の観覧料について、を説明いたします。

「東京の美術館・博物館共通入館券ぐるっとパス2010」とは、都内の美術館・博物館が負担金を払って加入し、利用者が1冊2,000円のチケットブックを購入すると、加入している施設に、最初の利用日から2カ月間、無料または割引料金で入館できるという制度でございます。平成22年度におきましては、都内70の施設が加入することとなっております。近隣では、多

摩六都科学館や江戸東京たてももの園などが加入しております。

加入に際し支払う負担金につきましては、年度末に、報奨金を加算して全額返金される予定となっております。

小平市平櫛田中彫刻美術館では、そのPRと集客の増を目的として、平成22年4月からこの「東京の美術館・博物館共通入館券ぐるっとパス2010」に加入することといたしました。

この「ぐるっとパス」による観覧料につきましては、無料と割引扱いがありますが、加入している多くの施設が常設展・企画展とも無料となっていること、さらに都内からはやや遠い、多摩エリアという立地環境も勘案いたしまして、小平市平櫛田中彫刻美術館におきましては、平櫛田中彫刻美術館条例第6条第2項及び同条例施行規則第3条(2)の規定に基づき、企画展・特別展とも無料扱いとするものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

○吉田委員

今回のこの「ぐるっとパス2010」に加入することは入館者増が期待されるところで、とてもいいことだと思います。その中に、都内からみて、やや不利な立地条件にあるということも書かれておりますが、今後、例えば最寄りの駅から、この平櫛田中館までのコミュニティバスなり、平櫛田中館行きのバスが出るとか、あるいは田中館の近隣に駐車場を新たに設けるとか、何かそういうものが今後検討はされないものでしょうか。

○大平生涯学習推進課長補佐

美術館の駐車場につきましては、もともと美術館が、平櫛田中先生の自宅ということがございまして、近隣に余り大きな土地がなく、新たな駐車場を取得するというはかなり厳しい状況になっております。

私どもとしては、近くに一橋大学の国際キャンパスがございまして、ここの駐車場を一時的に利用させていただけないかということ、何度か一橋大学の方に交渉してはいるのですが、なかなか色よい返事をいただける状況ではございません。また近隣に若干の民間の駐車場がございまして、借上げ等も今厳しい状態となっております。

南にある商業施設との連携を図りながら、ここの商業施設の駐車場を借りる等、平櫛田中彫刻美術館としては駐車場の確保というのが、一番の課題と考えております。

また、にじバスのルートを変更して、美術館の方にくるようなルートを企画できないかということですが、そのことはまだ、こちらの交渉による部分も若干はございますけれども、ルートが設定できるというような状況にはなっていないところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。

－なしの声あり－

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第59号、小平市平櫛田中彫刻美術館における「東京の美術館・博物館共通入館券ぐるっ
とパス2010」による入館の観覧料について、本案を原案のとおり決することに御異議ござい
ませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第60号、平成22年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方について。阪本
教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第60号、平成22年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方について、を説
明いたします。

本案は、例年御審議いただいております小平市教育委員会の教育目標等につきまして、平成2
2年度を迎えるに当たり、平成21年度のを基に見直しを行ったものでございます。

今年度は、大幅な改定は行わず、お手元の議案に添付しております資料のとおり、何点か文言
の修正、整理を行ったところでございます。

お手元には、2部資料がございます。後ろの資料に新旧の加除訂正の箇所と文言を説明してご
ざいますので、そちらをごらんください。

まず、全体を通しての文言の表記についてでございますが、「児童・生徒」の文言を「子供た
ち」と漢字の表記に統一してございます。

次に四角で囲んだ教育目標の上段、その背景についての変更でございますが、平成22年度の

教育施策の中心的な考え方となる文言を3段落目に加えてございます。

次に「基本的な考え方」について、主なものについて順に御説明いたします。

まず、基本的な考え方1につきまして、(5)では、文言を一部加えてございます。

次に基本的な考え方2では、(2)の部分で子供たちに身につけさせたい力を明示し、その達成に向けた施策を示しました。それ以外についても、一部文言を追加・削除してございます。

基本的な考え方3につきましては、大きな変更はございません。

基本的な考え方4につきまして、一部文言を整理してございます。

次に「学校教育の推進事項」について、主に追加したものについて御説明いたします。

一番左の列の上から2番目、「教育課題への取組の推進」の中項目の1番上、「幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校の連携の推進」の項目を次年度新たに加えました。

この連携につきましては、他の項目、事業についても推進が図られるように追加してございます。

次に、中項目「特別支援教育の推進」では、学校間の連携、教育委員会の施策として、「小平市特別支援教育総合推進計画の策定」を追加いたしました。また、中項目「情報教育の推進」においては、大型デジタルテレビ、校務用パソコン、教室用パソコン等のICTを活用した授業の推進を追加いたしました。

さらに、健康・安全教育として、薬物乱用防止教室を全校で実施して参ります。

一番最後の大項目「教育環境の整備・充実」では、次年度実施する主な施策をあげてございます。

次に、社会教育の推進事項でございますが、一番右の教育委員会の施策に一部追加がございます。主なものとしたしましては、一番上の中項目「学習・文化活動の振興」の「非核平和事業に関すること」、3番目の中項目「スポーツ・レクリエーション活動等の振興」の「東京国体の準備」。大項目「社会教育施設の整備・充実」の中項目「学習・文化施設の整備・充実」の「仲町公民館・図書館の建替え」。以上が大きな追加となっております。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

○吉田委員

学校教育の推進事項の1番最初、学校経営の充実の1番上、開かれた学校づくりの推進の、教育委員会の施策の方ですが、その上から2番目が、研究推進校・協力校事業とあって、この協力校が削除されておりますけれども、今までこの2年間の研究をされてきたと思うのですけれども、この協力校がなくなったということは、1年間だけの研究になってしまうのでしょうか。

○島川教育部参事

研究推進校・協力校事業について御説明いたします。これは中身は変わりません。2年間の研究でございます。今までは1年次と2年次で名称を推進校・協力校というふうに分けておりましたが、これではわかりづらいということで、今年度から推進校1年次、推進校2年次という形に整理いたしました。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかにございませんか。

○吉田委員

これを全体的に見てみますと、私は、心の教育と体力向上、そういった項目が余りにも少な過ぎるのではないかと感じます。この心の教育のところも、学校における推進事項として道徳の時間の充実、体験活動の充実、これだとちょっと中身がわからないと思います。もう少しこの辺を具体的に何か書いていただけるとよろしいかと思えます。

それとあと、体育に関してですが、ほとんどと言っていいほど項目がありません。やはり今、子供たちがささいなことで転んで骨折する事故等が頻繁に起こっていますが、それは基礎体力のなさだと思えます。もう少し子供たちの体力向上について何か考えていただけないものかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山田教育部理事

ただいま御指摘いただいた、第1点目の心の教育の推進でございますが、この心の教育の推進に関しましては、多岐にわたった教育活動の中で実現していくものではないかと、このように考えております。今お示ししました推進事項でいいますと、例えば心の教育の推進の上に、人権教育の推進というのがございます。あらゆる偏見や差別をなくし、というところでございますが、これも広い意味では心の教育になりますし、今ここで関連する項目を少し列挙いたしますと、その2つ下の福祉教育の推進、またおめぐりいただきまして、次のページの健全育成、これは基本意識の醸成でございますが、そういったところと、下のところの生活指導の充実の中で、心身共に健康で楽しい学校づくり、これをいわゆる学習指導面ではなく生活指導面からとらえております。更にその下でいきますと、教育相談・不登校対応の充実の事業がございます。こういったいわゆる心の教育を全教育活動において推進するという意味では、小平市教育委員会の目標の最初の大目標において、人間性豊かに成長することを願い、まず教育委員会の基本的な考え方を第一として、この人権についての項目を立てております。

心の教育の重要性については十分認識しているつもりでおりますので、これらを全教育活動の中で推進していくという、御指摘いただきました心の教育の充実性を、より一層充実させてまいります。

○島川教育部参事

体力の向上についてでございますが、現在は平成22年度の教育課程を学校が策定し終わったところでございます。この教育課程編成の大きな柱としまして、知・徳・体、それぞれの充実を目指して、体力についても、決して学力向上だけではなくて、具体的な施策を学校でとってくださいをお願いをして、それが具体的に教育計画、教育課程の中に挙がってきているところでございます。

具体的なところでは、今回中学生の駅伝もありました。そして小学校の方では同じ日に近くで縄跳びの大会に参加した学校もございました。学校でそれぞれ工夫をして行っているところでございますが、教育委員会としましても学校と連携をしながら具体的な取組を考え推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかにごございますか。

○荒畑委員

小・中学生の呼び名を今まで「児童・生徒」と呼んでいたのですが、平成22年度でいきますと、「子供たち」というふうに呼んでいるのですが、その意図するところはどこにあるのでしょうか。

○伊藤委員長

そうですね。これ以前、「子供たち」から「児童・生徒」になった経緯がありましたが、再びまた「子供たち」となったわけですが、理由をお聞かせください。

○島川教育部参事

一番の大きなところでは、やはり統一をとということで考えてきたところですが、平成21年度のものを見ますと両方入っておりました。そこで今回「子供たち」に統一いたしました。その一つの理由としましては、特別支援教育の総合推進計画をつくっていく段階で、既に義務教育を超えた枠で特別な配慮、支援を必要とする子供たちへの施策を考えてまいりますので、そのことも理由の一つになっております。

以上でございます。

○伊藤委員長

よろしいでしょうか。ほかにごございませんか。

私の方から、先ほど吉田委員から研究推進校の件が出ましたが、これが開かれた学校づくりの推進の項目にあります。私ども研究発表会に伺っておりますと、非常にみなどの学校も熱心な

研究をしてふだんの授業改善に役立てています。ですから、これは開かれた学校づくりであると同時に、「学力向上」あるいは「学習指導の改善の充実」の項目になってくるのではないかと思います。今回はこれでよろしいですけども、今後ちょっと組みかえをするようなときにお考えをいただければと存じます。

それから質問ですが、先ほどの情報管理に関して報告事項でございましたが、そのようなことは「教員の質向上」の「服務事故防止研修の実施」あたりのところに含まれるかと思いますが、情報管理に関して別立てですするというようなお考えはございませんでしょうか。

○島川教育部参事

情報管理に関しましては、小平市立小・中学校個人情報の安全管理に関する基準というものを平成21年度の3月に施行して、現在これに基づいて安全管理を行っているところでございます。まずはこの徹底をとということで、今回も学校に通知をいたしたところでございます。今のところはこの基準に基づいて安全管理を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

それから生涯学習関係で1件質問します。非核平和事業に関することというのが新しく入ってきておりますが、これについて、お話をできる範囲で具体的にどのようなこととお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○有馬生涯学習推進課長

具体的には、原爆被害者の会が小平にございます。その会員の方をお招きして、8月に中央公民館で行われる夕涼み会、そういう人が集まる折に、語り部として体験談、平和の尊さ、生命の尊さ、そういうものをお話をしていただいて、若い世代に引き継いでいくというような内容で、平成22年度は計画しております。

そのほか、市のホームページに原爆等の写真も載せますし、庁舎の1階にパネルを展示する予定になっております。

○森井委員

学校教育の推進事項、社会教育の推進事項について、項目の整理をしていただきたいと思いますところが、いくつかあります。例えば「薬物乱用防止教室の実施」について見ても、様々な項目の中の何か所にもわたって出てきています。学校における推進事項であり、教育委員会の施策として重要であることはわかりますが、統一化されないとわかりにくいと思いました。

○伊藤委員長

御意見ですか。今後に向けて項目の整理をということですが、何かございますでしょうか。

○島川教育部参事

この薬物乱用防止教室につきましては、昨今の状況を踏まえまして、各学校で実施を必ずするようという通知を受け、今学校に徹底をしているところで、教育委員会といたしましても力を入れているところでございます。

項目として統一されていないというご指摘をいただきましたので、そのところは整理をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかにごございますか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

今回の教育目標に関しては、「以下の教育目標を設定した」の前段に新たに加えられた部分がありまして、これは大変高く評価できるのではないかと思います。

そこで小平市教育委員会として目指すものが、より明確になってきております。教育目標というのはとかく御題目になってしまいがちですけれども、これを、私どももちろんですが、学校現場及び多くの生涯学習に関係する方々にも共有していただいて、細かい推進事項も推進していただきたいと思います。

今指摘はしませんでした、少々文言で訂正すべきところもございますので、例えば、推進事項の「学校経営協力者会議者会議の設置」など、あと2、3あったのですけれども、そういったところも、改めていただいた上で、完全なものにしていただければと思います。

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第60号、平成22年度小平市教育委員会の教育目標及び基本的な考え方について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第61号、小平市立小平第六小学校を学校経営協議会を置く学校として再指定することについて。阪本教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第61号、小平市立小平第六小学校を学校経営協議会を置く学校として再指定することについて、を説明いたします。

本件は、前回の教育委員会定例会において、了解いただきました結果を受けまして、東京都教育委員会との協議が整ったことから、小平市立小平第六小学校を、学校経営協議会を置く学校として、再指定を行うものでございます。

なお、指定期間は、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間でございます。以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。御質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第61号、小平市立小平第六小学校を学校経営協議会を置く学校として再指定することについて、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。15時45分まで休憩といたします。

午後3時14分 休憩